

# 京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例

平成21年3月27日  
京都府条例第11号

## (目的)

**第1条** この条例は、電気自動車等の普及が、自動車の使用に係るエネルギーの使用の合理化及び多様化を推進し、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の効果的な抑制並びに排出ガス及び騒音による生活環境への負荷の低減に資することにかんがみ、電気自動車等の普及の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、電気自動車等の普及の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって電気自動車等の早期の普及を図ることを目的とする。

## (定義)

**第2条** この条例において、「電気自動車等」とは、電気を動力源とし、内燃機関を有しない自動車並びに電気及び内燃機関を動力源とする自動車であつて、規則で定めるものをいう。

## (関係者の協力等)

**第3条** 府は、事業者、府民及び市町村（以下「関係者」という。）と協働し、及び連携して電気自動車等の普及に取り組むものとする。

2 府は、電気自動車等の普及の促進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

## (電気自動車等普及促進計画)

**第4条** 知事は、電気自動車等の普及の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「電気自動車等普及促進計画」という。）を定めるものとする。

2 電気自動車等普及促進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 電気自動車等の普及の促進に関する施策の目標
- (2) 電気自動車等に充電するための設備（以下「充電設備」という。）の整備等電気自動車等に係る利用環境の整備に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、電気自動車等の普及の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、電気自動車等普及促進計画を定めたとき又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

## (広報及び啓発)

**第5条** 府は、関係者と協働し、及び連携して電気自動車等の普及が自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の効果的な抑制等に有用であることに関し、広報及び啓発を行うものとする。

## (技術開発の促進)

**第6条** 府は、産業界及び大学等と連携して電気自動車等に関連する技術の開発の促進に関する施策を推進するものとする。

## (充電設備の整備等)

**第7条** 府は、府が設置する庁舎その他の施設における充電設備の整備及び電気自動車等の公用車への導入に取り組むものとする。

## (電気自動車等に対する自動車取得税の課税免除)

**第8条** 平成21年4月1日から平成26年3月31日までに初めて新規登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録をいう。以下同じ。）又は道路運送車両法第59条に規定する新規検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）を受けた電気自動車等の当該新規登録又は当該新規検査に係る取得に対しては、京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号。以下「府税条例」という。）第46条第1項の規定にかかわらず、自動車取得税を課さない。

(平21条例22・追加)

(電気自動車等に対する自動車税の税率の特例)

**第9条** 次の各号に掲げる電気自動車等に対する当該各号に定める年度分の自動車税については、府税条例の特例として、府税条例第64条及び府税条例附則第15条の5第3項の規定にかかわらず、同条第2項の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、営業用にあつては当該中欄に定める額とし、自家用にあつては当該右欄に定める額とする。

- (1) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までに初めて新規登録を受けた電気自動車等  
平成22年度分及び平成23年度分
- (2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までに初めて新規登録を受けた電気自動車等  
平成23年度分及び平成24年度分
- (3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までに初めて新規登録を受けた電気自動車等  
平成24年度分及び平成25年度分
- (4) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までに初めて新規登録を受けた電気自動車等  
平成25年度分及び平成26年度分
- (5) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までに初めて新規登録を受けた電気自動車等  
平成26年度分及び平成27年度分

2 前項の規定の適用がある場合における府税条例第63条の3第1項から第3項まで及び府税条例第63条の4第1項の規定の適用については、府税条例第63条の3第1項中「第64条第1項各号」とあり、同条第2項及び第3項中「第64条」とあり、及び府税条例第63条の4第1項中「次条」とあるのは、「京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例（平成21年京都府条例第11号）第9条第1項」とする。

(平21条例22・旧第8条繰下・一部改正)

(駐車場における充電設備の整備等)

**第10条** 不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設置する事業者は、当該駐車場における充電設備の整備、電気自動車等を優先的に駐車するための区画の設置その他の電気自動車等の普及の促進に関する取組を推進するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

**第11条** 府は、電気自動車等の普及の促進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(規則への委任)

**第12条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。  
(失効)
- 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。  
(失効に伴う自動車税の税率の特例に関する経過措置)
- 3 前項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までに初めて新規登録を受けた電気自動車等に対して課すべき自動車税については、第9条第1項の規定は、なおその効力を有する。  
(平21条例22・一部改正)

附 則 (平成21年条例第22号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。